

Renaissance ルネサンス

2007.8

暑中お見舞い申し上げます

No.27

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



西オーストラリア ピナクルズにて 浅野佑介 撮影

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 上野 精	弁護士 村上 文男	弁護士 尾関 栄作	弁護士 ガラカ-知穂	弁護士 海田 雅史
弁護士 檀浦 康仁	弁護士 平野 由梨	弁護士 勝又 敬介	弁護士 梅村 明男	司法書士 足立 陽子
社会保険 労働士 三重 英則	社会保険 労働士 原田 聰			

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
ヤガミビル 501号・601号(受付)

<http://www.aichisogo.or.jp>
E-mail home@aichisogo.or.jp

100% この事務所報は再生紙を使用しております。
古紙100%再生紙

正義

も過ぎれば？



弁護士 上野 精

専大北上高校野球部（岩手）解散にまで発展した高校野球選手の「特待生」制度を巡る諸問題も、文部科学大臣をも巻き込んだ論議の末、名義の如何を問わず金品の受領を禁じてゐる日本学生野球憲章一三条を楯に、当初特待生を一掃しようとの姿勢を示してゐた日本高野連が、その後全国理事会で、各学校が独自に設ける奨学制度による救済措置を認めたことにより収束に向かつたのみである。

この問題について、高野連の会長は、当初「フェアプレー、アマチュア精神に反する」「厳しく特待生制度を批判していたが、全国調査の結果、加盟校約四七〇〇校のうち三七六校（春・夏の甲子園優勝経験校二五校を含む。）が憲章に反し特待生制度を設けていたことが明らかになり、長年に亘り憲章不遵守の実情が放置されていたことが明白になるとともに、全国高体連に所属する野球以外の他のスポーツでは、特待生制度が当然のように取り扱うことなどから、「なぜ野球だけがいけないのか」「憲章のことなど全く知らなかつた。これがなければ経済的に野球部での活動だけでなく、高校生活をも断念せざるを得ない」等々、生徒・

プロ野球西武の裏金問題に端を発し、専大北上高校野球部（岩手）解散にまで発展した高校野球選手の「特待生」制度を巡る諸問題も、文部科学大臣をも巻き込んだ論議の末、名義の如何を問わず金品の受領を禁じてゐる日本学生野球憲章一三条を楯に、当初特待生を一掃しようとの姿勢を示してゐた日本高野連が、その後全国理事会で、各学校が独自に設ける奨学制度による救済措置を認めたことにより収束に向かつたのみである。

それはともかく、近時「価値観の多様化」の名の下に、死亡した夫の精子による懐胎を是とし、また、代理母に由る出生を是として、戸籍上親子関係の記載が認められなつことを誤りとし、声高に自己の正当性のみを主張する向

きや、身近な問題としては病気腎の移植を良しとするものまで、関連法規の吟味もさることながら、根本的な「生命倫理」についての深い洞察と検討を経ないまま自己の価値観のみが正義に叶うものとして他の意見に耳を傾けようとした風潮が見られるのは如何なものであろうか。これに類するものとして、平成二一年五月までに導入が予定されている裁判員制度の発足を目前に現在国会で審議されてゐる刑事訴訟法等の一部改正案に見られる「被害者による証人尋問・被告人質問、所謂論告・求刑」制度の導入はいかにも拙速の感を否み得ない。勿論被害者の救済に反対する者はひないであろう。しか

新しい流れ

弁護士
村上 文男



1. 日弁連と愛知県弁護士会の流れー若手が活動の中心

私は、現在、日弁連の委員会活動の流れを目の当たりに見ることができる立場にあります。また愛知県弁護士会の委員会活動は自ら本部長になっている委員会があるくらいですから、委員会活動を体験している立場です。

その中で感じることは、活動型の委員会は、日弁連の方が若手がリードしていると感じています。委員会の委員長は重要どころで発言するのみで、委員会を実質的に仕切っているのは事務局長で、司会進行もすべて事務局長の仕事です。委員長は最初と最後に挨拶するくらいで終わることも珍しくありません。それに比べると、愛知県弁護士会の委員会は、実質的に動かしているのは委員長で、日弁連の事務局長よりかなり上の期の人が多いです。

これからは若手弁護士が加速度的に増え、10年後には10年未満の若手弁護士が確実に過半数を占めるのであるから、若手中心の委員会運営は大きな流れだろうと思っています。また、これからの弁護士会を作っていくのも若手なのですから、その意味でも若手中心の会員運営は至極当然のことです。私は、日弁連の流れが理にかなっていると思っていますが、皆さんどうでしょうか。おそらく、理念上は皆さんもそう思っておられると思います。しかし実際には、先輩は、自分がしなければまだ若手には任せられないとの思いがあり、若手も遠慮することが美德だと考え、他方では、先輩弁護士と若手弁護士とが直接接觸する機会も多いことが、若手の活躍にブレーキをかけているのだと思います。

先輩弁も若手弁も、思い切って新しい流れを協力しながら作っていくことが必要ではないでしょうか。そのことが、これからの新しい弁護士会を作っていく上で是非必要なことだと思います。その担い手は40期以降の弁護士です。その若手の奮起が大いに期待されます。

2. 弁護士会での利害の調整

愛知県弁護士会は今、弁護士業務の拡大推進に全力投球をしています。その中で難しい問題が生じてきました。弁護士会が積極的に業務の拡大を図ろうとしますと、以前からその分野で活躍されている既存の弁護士さんがいることが少なくないのです。業務の拡大を目指す場合、その既存の弁護士さんとの調整が必要です。現状は、既存の弁護士さんと話し合いをして、既存の弁護士さんにも新しいプロジェクトに入って頂き、中心者の一人として活躍して頂く方式をとっています。現状では概ねうまくいっています。この舵取りが重要なと思っています。

私はこのような場合、市民の視点、既存の弁護士さんの視点、新しい弁護士さん（主として若い弁護士さん）の視点の3視点から考えて、利害の調整をはかっていくことが必要だと思っています。今まででは、既存の弁護士中心の視点を重要視して、またそれでさほど不都合はなかったのでしょうか、若手弁護士が急激且つ大量に増員されて、また弁護士により市民の視点が重視されるようになった現状では、さらに複雑になり、利害調整を必要とする時代に突入したのではないかと実感しています。それだけに、弁護士会の舵取りは、より微妙且つ精密さと、また大胆さも必要とする時代に突入したと実感しています。その舵取りの方法は、執行部が重要ごとについて、会員に自らの意見を提案して、その都度会員の意見を聞き、会内合意形成をしていくことが重要だと考えています。

今回は少し堅苦しい話になってしましましたが、お許しください。

ルネサンスは弁護士さんにも配布されますので、今回は弁護士さん向けの話になってしまいました。読者の皆さんからのアドバイスをお待ちしています。

今年度の当事務所の風景

弁護士 海田 雅史



一 村上弁護士が会長に

まず、当事務所の今年度の一番の変化は、何と言つても、村上弁護士が愛知県弁護士会の会長（日本弁護士連合会の副会長も兼務）に就任したことです。



二 先輩弁護士の加入

大変嬉しいことに、一名の先輩弁護士（尾閥栄作弁護士、ガラカーバー弁護士）が当事務所に加入しました。

尾閥弁護士は、私からすると年齢も弁護士としても一〇年先輩です。そのため、弁護士業務のみならず、人生経験の面でも、とても勉強になります。が、大変な天然キャラで、思わず苦笑いをさせられることが多い、愛すべき存在です。

ガラカーバー弁護士は、私からすると学年も弁護士としても一年先輩です。東京のいわゆる涉外事務所で中国法務を手掛けていると聞いていたので、入所前は少し身構えていたのですが、とても気さくでサッパリした人柄です。お酒を飲んだときの饒舌さは、楽しすぎます。

尾閥弁護士もガ

ラカーバー弁護士も、入所されて、それほど間がありません

んが、当事務所にとても馴染んで、それを確立しています。

三 のびのびした後輩弁護士

後輩弁護士たちが、のびのびとしているように見えます。

ボス弁が事務所にあまりいないから羽を伸ばしているということもあります。が、ボス弁を弁護士会の会長に送り出し、自分たちが事務所を支えていくんだという自覚が芽生えたんやろうと思います。

その自覚による頑張りのためか、最近、後輩弁護士たちがめざましく成長しているような気がします。

成長しているような気がします。



四 「」意見番の上野弁護士

私を含めて若い弁護士にとつて、頼りになるのは「」意見番の上野弁護士です。

件について悩んだときには、最後に上野弁護士に相談します。裁判官としての目線での助言を得ることができ、事件処理の新たな視点が見つかったり、訴訟活動に厚みが増すことがあります。大変参考になります。

当事務所では、私だけでなく、後輩弁護士が、上野弁護士の部屋で指導を仰いでいるところをよく見かけます。上野弁護士の助言指導を得ながら、当事務所の弁護士全員がより一層の成長をしたいと頑張っています。

以上が、今年度の当事務所の風景です。今年度も、当事務所をよろしくお願い致します。

今年度は、土日・祝祭日はともかく、当事務所内では、村上弁護士の姿はレアものとなっています。

村上弁護士は、弁護士会館に出勤する前に事務所に立ち寄り、何やら作業をして、元気に「行ってきます。」と言ひ残し、走り去っていきます。

今年度は、土日・祝祭日はともかく、当事務所内では、村上弁護士の姿はレアものとなっています。

グルメ？探報

弁護士
勝又敬介



私は、自慢ではないが事務所でも「一」を争う大食いである。一緒に食事をした人間の多くは、「やせてるのにめく食べるね」などと驚く。

むつとも、大食いだけで味覚

はどうしかどうえば鈍じため、たじていの物は「ウマイ、ウマイ」と喜んで食べることができる。

自分では極めて幸せな味覚の持ち主であると思つてゐるが、それでも色々と珍しい物を食べたいという欲求は人並みにある。

先日、夕食を食べそびれた結果、出先で中途半端な時間に空腹感に襲われ、手近なドンブリ物中心のチーン店に入つた。

特別何が食べたいという考えもなしに店に入つてしまつたので、メニューを見ながら悩んでいたところ、「ダチョウカツ丼」なる謎のメニューを発見した。

ダチョウと言えば、動物園やアフリカあたりを駆け回つたり、バッグの材料にされているぐらいの認識しかなく、そんなものそもそも食べられるんかい、食べられるとしてもうまいんかい、と思ひながら、取りあえず注文してみる。

出でたのは、一見普通のカツ

丼である。スゴイものを期待していた筆者がやや拍子抜けしながら食べてみると、赤身のさっぱりした肉で、くせがなく食べやすい。

正直、大変な美味どころか、もなじが、ごく普通に食べられるシロモノであった。

あとで気になつたためネットで調べたところ、ダチョウの肉といふのは低カロリーで高タンパクな健康食品として、最近注目を集めているらしい。

この記事をお読みになる方も、一度ダチョウ肉を食されてみてはいかがであろうか。

なんだかダチョウ飼育業者の回し者のような記事なつてしまつたが、このコーナーでは珍しい食べ物、美味しいお店の情報を随時募集中なので、情報をお寄せいただきたい。

ただし、景品その他の特典は一切ないので、あしからず。

タチヨウ
カツ丼



「お酒？探訪」

弁護士 梅村明男



初夏になり、キンキンに冷えたビール、そして何より冷酒が美味しい季節になりました。

去年くらいから家族で飲むことが多くなったので、近所の酒屋で日本酒をしばしば購入していましたが、最近になってエスカレートしてしまい、いろいろな酒屋を訪れては日本酒を購入してしまつようになりました。

そして、去年の秋には、どうとう設楽郡にある有名な酒蔵まで行って日本酒を注文し、そのうえ量り売りの生原酒を貰つてしまつた始末。またこれが旨いんです。その日は家族で旨い酒が飲み後口友人も飲みました。「この酒は旨い!」と言つてくれた友人の嬉しそうな表情が忘れられません。

注文した日本酒は、いよいよ今年の秋に飲める予定なんです。その日本酒は、上立ち香は果実のように上品に香り、含むこと造りの綺麗さを感じながらも程良い甘味が心地よく、引き際はかかる余韻が可憐。ああ、早く飲みたい…

秋はその日本酒を楽しみにすることにして、これから季節は、焼き肉を食べながらキンキンに冷えたビールを喉に流し込み、和食であれば鮑、そして鰯を食べながら日本酒を味わうことよかつた。さて、今日も元気に飲みに行くとしますか！





離婚における 年金分割

弁護士
檀 浦 康仁



Q : 今年の4月から離婚をする際に、年金を分割してもらえるようになったと聞きましたが、どんな制度なんですか？

A : 異婚をしたときに、結婚していた期間に保険料を納付していた記録を按分割合に応じて、夫婦間で分割をすることができる制度です。誤解しがちですが、年金そのものが分割してもらえるのではなく、年金が発生する原因となっている保険料の納付の記録を分割してもらえるのだということに注意してください。

Q : 具体的には、どのような流れで、年金分割の手続をすればいいのでしょうか？

A : 年金分割の手続は、

- ①夫婦間の年金を分割することの合意及び按分割合の取り決め
- ②年金分割の請求
- ③社会保険庁長官の改定又は決定

という流れで行われます。夫婦の間で、話し合いで、この①の合意ができればいいのですが、できない場合には、家庭裁判所を利用して分割のための手続を取っていくことになります。

Q : 家庭裁判所での手続としては、どのようなものがあるのでしょうか？

A : まず、調停の申立の方法があります。これは、家庭裁判所で、中立公平な裁判官や調停委員という人たちに、間に入ってもらって話し合いをする制度なのですが、それらの人たちに間に入ってもらってうまく行かなければ、次のステップに進むしかありません。次のステップとしては、家事審判という手続があります。これは、裁判官である家事審判官が、夫婦から提出された書類や家庭裁判所調査官の行った事実の調査の結果など、さまざまな資料に基づいて、分割の割合について決定するものです。

なお、年金分割だけを求めていくことは少なく、離婚と同時に年金分割を求めていくことが多いと思います。この場合には、離婚の調停や裁判の手続きと一緒に年金分割の手続をしていくことができます。

Q : 夫は、自分がずっと会社で働くことで年金の保険料を納めてきたのだから、年金分割の対象となる保険料の納付の実績について、半分ずつに分けるというのはおかしい、せいぜい10分の1だ、などと言っていますが、話し合いが付かなくて家庭裁判所で審判をしてもらう場合、分割割合は、どのように決められるのでしょうか？

A : 家庭裁判所は、分割の対象となる期間中における保険料の納付に対する当事者の寄与の程度その他の一切の事情を考慮して、按分割合を決めるということになっています。ただ、年金分割については、老後の保障という要請が強いので、原則として、2分の1と定められることが多いのではないかと予想されます。詳しくは、弁護士に相談してみてください。

Q : 私と夫とは、30年にわたって連れ添ってきましたが、昨年の11月に、夫が65歳で2度目の定年を迎えたのを機に離婚しました。私は、夫の年金を分割してもらうことができるでしょうか？

A : 年金分割の制度は、平成19年4月1日から施行された制度で、これよりも前に離婚した夫婦について、遡って適用されることはありません。したがって、残念ながら、あなたの場合には、年金分割を受けることはできません。

ただ、財産分与について、きちんと定めることなく離婚されたのであれば、これから元ご主人の受け取られる年金について、財産分与をしてもらうということも考えられます。詳しくは、一度、弁護士に相談してみてください。



弁護士
ガラカ一知穂

ガラカ一留学記



弁護士
平野由梨



平野 ご主人さんと一緒に中国へ行かれたんですね?

ガラカ一 でも休日は、主人と買い物にかけたり、家でのんびりテレビや映画を見たりして息抜きしていました。

平野 えっ?! それはすごい! 度胸ありますね。身の回りの生活に困りましたでしたか?

ガラカ一 どうでしょう? 留学中は、留学生が、朝から晩まで、だいたい1日二二時間くらいは、中国語の勉強をしていましたよ。

平野 起きてている時は中国語の勉強つ



平野 今後とも女性弁護士同士、頑張っていきましょう!

ガラカ一 でも、中国を学び、体験できたことは自分にとって大きな財産ですし、今後も役立てていきました。

平野 それは、恐い経験ですね。

ガラカ一 そうですね、留学の時期がSARS(重症急性呼吸器症候群)流行の時期にあたったことでしょか。大学も突然封鎖されるし、町にマスクをしていて、住んでいるブロックも本当に隔離されるのではないかと心配になりました。

ガラカ一 そうです。結婚していましたので、一緒に留学に行けるなんていいですね。中国留学での一番印象深かったことは?

平野 それは、確かに大変でした。たとえば食堂で食事がしたくても満足に注文することができずに困りましたね。隣のテーブルに出されている料理を指さしたり、何だか全くわからずメニューの中の一つを運任せで指さしたりして、身振り手振りを使って必死に注文しました。でも、運ばれてきた料理をみると全く想像と違うものだったり、食材不明のもので怖くて食べられないものだつたりとかよくありました。

平

野

ガラカ一

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

野

<p